

天川村教育大綱

(令和3年度～)

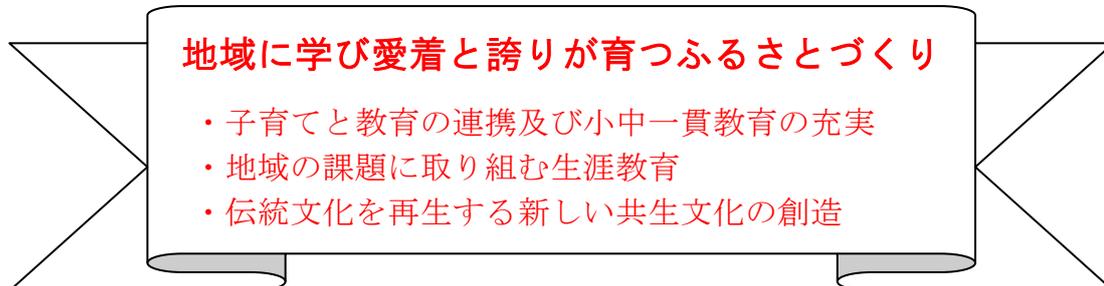
□ 大綱について

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき村長が策定した本村の教育、学術及び文化の振興に関する施策の方針です。
- 本村の理念や目標等を明らかにするものです。
- 本村の村づくりの方針である「天川村長期総合計画（令和2年3月～）」、「天川村過疎地域自立促進計画（令和3年度～令和7年度）」及び国の「第3期教育振興基本計画（2018～2022）」との整合性を図りながら策定したものです。

□ 大綱の期間

大綱が対象とする期間は、令和3年度から「天川村長期総合計画（令和2年3月～）」、「天川村過疎地域自立促進計画（令和3年度～令和7年度）」の最終年度の令和7年度までの5年間であるが、本村の総合計画や国・県及び社会情勢の動向を踏まえ適宜改定するものとする。

◎ 基本理念



◎ 教育スローガン

『ふるさとでの学びに自信と誇りをもち、
心豊かにたくましく生きる天川っ子』

- ☆ 心身ともにたくましく、人間性豊かな子どもを育成します。
- ☆ 地域に開かれた学校、地域に根ざした教育を推進します。
- ☆ 郷土に学び、郷土を愛する心を育み、将来の担い手を育成します。

1. 少子化対策と子育て支援

- 義務教育学校の児童生徒数の減少に対して、質の高い教育環境の整備等、教育行政の在り方について協議を進めていきます。

- 子育て世代の経済的負担軽減のため、教育活動への支援や就学援助を推進します。就学援助金制度、公会計による給食費負担軽減、修学旅行費の補助、幼稚園就園奨励費事業制度等の継続、充実を図っていきます。
- 幼稚園での就学前教育の充実とともに保育所、預かり保育、放課後児童クラブの継続及びファミリーサポート事業等の充実を図っていきます。

2. 教育環境の充実

- 保育所、幼稚園及び義務教育学校間の連携を更に深め交流を進めます。（相互交流活動事業、各研究会の交流、研究授業の公開、合同運動会等）
- 次世代の担い手である子どもたちが個性豊かに成長するよう、学力の向上はもとより豊かな心と健やかなからだづくりに取り組むとともに、家庭や地域の教育力の向上などに努めます。
- 特別な支援を必要とする園児や児童生徒については、適切な支援が行われるよう、保育所、幼稚園、義務教育学校及びその他関係機関との連携を推進していきます。

3. 特色ある学校づくりの推進

- 9年間の一貫した教育活動を推進します。9年間の学習活動を系統的にとらえ、基礎基本の定着やより深く学ぶ教育活動を進めます。
- ふるさと学習を推進します。「ふるさと天川」を知り、学び、考え、提案・発信する学習に9年間を通して取り組み、将来、どこで暮らすことになっても支えとなるふるさと天川への『誇りと強い思い』を育成します。
- 児童生徒のICT活用能力を育成します。児童生徒の今後の学習や生活基盤となる資質・能力の1つである「ICT活用能力」を9年間をつないで系統的に育成し、主体的・対話的で深い学びの実現につなげます。
- 保育所と幼稚園を同一敷地内に置き、保育環境や幼児教育の充実をめざします。
- 保育所、幼稚園及び義務教育学校において、連携した取組や教育活動を実施します。
- 保護者や地域ボランティア（青少年健全育成会等）と連携し、園児と児童生徒の安全、安心な生活を確保します。

4. 生涯学習の支援・推進

- 講座や教室の充実を検討するとともに村民が生涯学習によって習得した知識やノウハウを新たな参加者に指導するなど、生涯学習の成果を生かす仕組みづくりに努めます。
- 村民だれもが生涯スポーツに親しみ、健康で生きがいを持って生活できるよう、情報の提供、並びに施設の利用促進に努めます。
- 少子高齢化社会に対応して家庭教育の支援や健康長寿社会に向けた学習

の機会の充実を図ります。

- 社会教育団体への支援をはじめとする推進体制への強化、地域活性化につながる社会教育活動の推進など社会教育の充実を図ります。

5. スポーツ・レクリエーションの振興

- グラウンドゴルフ等の利用促進のため、健民グラウンドの整備等、施設の充実に努めます。
- 年齢、目的に応じてスポーツに親しみ、豊かなライフスタイルを目指します。
- 村民の多様なスポーツ活動及びレクリエーション活動の充実を図ります。
- 関係団体との連携を図り、グラウンドゴルフや軽スポーツなど気軽に楽しめる活動を協働して取り組みます。

6. 歴史・文化の継承と文化活動の振興

- 史跡、名勝、天然記念物などの指定文化財や地域の貴重な文化財等の保全整備を図ります。
- 天川村の歴史、文化を伝承する後継者の育成に努めます。
- 学校、家庭、地域が連携し、村全体の教育力の向上を図るとともに、地域の歴史・文化を生かして特色ある教育の推進に努めます。
- 郷土に関する研究や調査を進め、歴史・文化遺産、先人の業績等を紹介することにより、郷土への愛着や誇りを育みます。

7. 人権尊重の村づくり

- 人権をめぐる現状を的確に捉え、各種団体と連携して人権尊重の村づくりを進めます。
- 全ての人々が、かけがえのない存在として尊重される村づくりを進めるため、様々な機会を通じて人権教育や啓発活動を展開します。
- 人権に関わる情報提供、相談体制の整備により、人権擁護の充実に努めます。
- 学校、家庭、地域、社会などのあらゆる場において人権尊重の精神を育むための取組を進めます
- 学校教育では、9年間を通じた人権学習に取り組み、主体的に判断できる人権尊重の精神を養います。